

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	相続税制の改革に当たっての考え方
他言語論題 Title in other language	Points of View on the Reform of Inheritance Taxation
著者 / 所属 Author(s)	加藤 浩 (Hiroshi, Kato) / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 財政金融調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	785
刊行日 Issue Date	2016-06-20
ページ Pages	1-22
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	「骨太の方針 2015」を受けた税体系のオーバーホールの一環として、世代間・世代内の公平確保や格差拡大防止等を考慮した相続税制の改革が検討されており、様々な議論が行われている。

*掲載論文等のうち、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

相続税制の改革に当たっての考え方

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 財政金融調査室主任 加藤 浩

目 次

はじめに

I 税体系のオーバーホールと相続税・贈与税の論点整理

- 1 相続税・贈与税の意義
- 2 経済・社会的構造の変化
- 3 相続税・贈与税に関する政府税調の論点整理

II 資産課税に関するこれまでの議論と税制改正

- 1 資産の再分配機能の適切な確保
- 2 老後扶養の社会化の進展と遺産の社会還元
- 3 贈与税の見直しと格差拡大防止及び資産移転の時期の選択に係る中立性

III EUにおける相続税・贈与税に係る議論

- 1 資産の再分配への貢献
- 2 遺産の社会還元
- 3 若年世代への資産移転の早期化等
- 4 相続税と社会的規範・人々の意識との関係
- 5 税収と徴税コストのバランス
- 6 その他の論点等

IV 今後の留意点

- 1 国際的な潮流
- 2 相続税制の改革に対する意識・反応

おわりに

要 旨

- ① 第3次安倍内閣は、平成27年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2015—経済再生なくして財政健全化なし—」（骨太の方針2015）を閣議決定した。
- ② この骨太の方針2015には、歳入改革の推進が盛り込まれ、税体系全般にわたるオーバーホールを進めることが述べられている。
- ③ 税体系のオーバーホールにおいては、世代間・世代内の公平の確保等が基本方針の柱の1つとして掲げられている。
- ④ 政府の税制調査会は、骨太の方針2015を受けて、経済・社会的構造の変化を踏まえた税制の見直しという観点から検討を進め、平成27年11月に論点整理をまとめた。
- ⑤ 論点整理では、相続税・贈与税をめぐって、1) 資産再分配機能の適切な確保、2) 老後扶養の社会化の進展を踏まえた遺産の社会還元、3) 贈与税の見直しに当たって、格差の固定化防止を図りつつ、資産移転の時期に、より中立的な制度を構築することという3つの項目が、考え方の要点として示された。
- ⑥ これらの3つの項目は、ここ十数年の資産課税に関する議論の中で、既に様々な検討等がなされ、一部は実際に税制改正として実現しているが、これらの議論等をこの機会に再確認する。
- ⑦ EUにおいても、富の集中等に関連した議論が近年展開されており、わが国の参考になる点もあると考えられるため、その一端を紹介する。
- ⑧ 今後の改革においては、国際的な潮流や相続税制に対する人々の意識等を踏まえながら、これまで以上に慎重な検討、入念な議論、丁寧な説明が必要とされるであろう。

はじめに

第3次安倍晋三内閣は、平成27(2015)年6月30日に、経済再生と財政健全化を共に達成するための具体的な計画として、「経済財政運営と改革の基本方針2015—経済再生なくして財政健全化なし—」(以下「骨太の方針2015」という。)を閣議決定した⁽¹⁾。

この骨太の方針2015は、経済成長による税収増と経済規模の拡大による財政赤字の比率低下等を重視しつつ⁽²⁾、歳入改革の推進を盛り込んでいる。

歳入改革においては、税制の構造改革に係る基本的考え方として、持続的な経済成長を維持・促進し、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたるオーバーホールを進め、将来の成長の担い手である若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築することをうたっている。特に、格差の固定化を防止し、若者が意欲をもって働くことができ、持続的成長を担える社会の実現を目指すこと等を強調している。

そして、歳入改革の中心となる、税体系全般にわたるオーバーホールにおいては、「世代間・世代内の公平の確保等」を基本方針の柱の1つとして掲げている。その内容は以下のとおりである⁽³⁾。

- ①年齢ではなく、所得や資産などの経済力を重視し、世代間・世代内の公平を確保する。
- ②資産格差が、次世代における子女教育などの機会格差につながることを防止する。
- ③老後扶養の社会化が相当程度進展している実態の中、遺産の社会還元といった観点が重要となっていること等を考慮する。

この骨太の方針2015を受けて、政府に設置されている税制調査会(以下「政府税調」という)は、経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的見直しという観点から、個人所得課税に係る議論を開始し、さらに相続税・贈与税等の資産課税⁽⁴⁾についても議論を行い⁽⁵⁾、平成27(2015)年11月に論点整理⁽⁶⁾をまとめた。

本稿では、まず、歳入改革の推進の主柱となる税体系のオーバーホールにおいて、前述の「世代間・世代内の公平の確保等」という方針に沿って政府税調で取りまとめられた相続税・贈与税の見直しに当たっての考え方を紹介する⁽⁷⁾。紹介に際しては、相続税・贈与税をめぐる経済的・社会的な状況の変化を押さえることとする。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、平成28年5月1日である。

- (1) 「経済財政運営と改革の基本方針2015—経済再生なくして財政健全化なし—」(平成27年6月30日閣議決定) 内閣府ウェブサイト <http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2015/2015_basicpolicies_ja.pdf>
- (2) 「財政健全化と社会保障改革(1) 最大支出どう抑える 具体的な目標なし(時事解析)」『日本経済新聞』2015.7.27.
- (3) 「経済財政運営と改革の基本方針2015—経済再生なくして財政健全化なし—」前掲注(1), p.42.
- (4) 「資産課税」は、資産移転時に課税される相続税・贈与税、資産保有に係る固定資産税等を含む。本稿では、相続税・贈与税という資産移転に係る税目を主として取り扱うものとする。岩崎政明ほか共編『税法用語辞典 8訂版』大蔵財務協会, 2011, p.353等を参照。
- (5) 「第25回 税制調査会(2015年10月27日)資料一覧」2015.10.27. 内閣府ウェブサイト <<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2015/27zen25kai.html>>; 「税制調査会(第25回総会)議事録」2015.10.27. 内閣府ウェブサイト <http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2015/_icsFiles/afiedfile/2016/02/18/27zen25kai.pdf>; 「税制調査会(第25回総会)終了後の記者会見議事録」2015.10.27. 内閣府ウェブサイト <http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2015/_icsFiles/afiedfile/2016/03/22/27zen25kaiken.pdf>を参照。
- (6) 税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」2015.11.13. 内閣府ウェブサイト <<http://www.cao.go.jp/zei-cho/shimon/seiri271113.html>>
- (7) 同上, pp.14-17を参照。

次に、今回の考え方の整理と関連付けて、資産課税に関する過去の議論及び現在展開されている議論を概観し、相続税・贈与税が大きく見直された平成 25 年度税制改正を略述する。今回、政府税調が取りまとめた考え方については、過去にも同様の議論が政府税調や研究者・有識者等によって既になされており、それを受けた制度改正が行われているからである。

さらに、相続税・贈与税に関して EU (European Union: 欧州連合) において展開されている議論等の一端も紹介し、加えて今後の検討の際の留意点等を確認し、経済社会の構造変化を踏まえた相続税・贈与税の改革の枠組みを探ることとする。

I 税体系のオーバーホールと相続税・贈与税の論点整理

1 相続税・贈与税の意義

相続税は、被相続人の死亡を契機とする遺産の取得という無償の資産移転に担税力を見出して課税する税目である。また贈与税は、相続税の回避防止のための補完税として、無償の贈与という資産移転に担税力を見出して課税するもので、「相続税法」(昭和 25 年法律第 73 号)によって規定された税目であり、相続税制の一翼を担うものである。

相続税制に関して頻繁に参照される資料としては、平成 12 (2000) 年の政府税調答申⁽⁸⁾があり⁽⁹⁾、そこでは次の 4 点を相続税制の意義として挙げている⁽¹⁰⁾。

- ①相続による資産増加に着目した所得課税の補完
- ②富の再分配
- ③被相続人の生前所得についての清算課税 (生前に享受した税制上の特典等の清算)
- ④資産の引継ぎの社会化

④の内容は、公的な社会保障の充実により老後扶養が社会全体によって行われる (= 老後扶養が社会化される) ことにより、次世代に引き継がれる資産が従来ほど減少しないことに鑑み、資産自体について、その引継ぎの際に社会化を図るということである。これは、社会保障の見返りとして捉えることもできるし、相続人の介護負担軽減と結び付けることも可能である⁽¹¹⁾。

骨太の方針 2015 を受けて政府税調で今回行われた、前述の相続税・贈与税等の資産課税についての議論においても、この 4 点が確認されている⁽¹²⁾。

2 経済・社会的構造の変化

相続税・贈与税をめぐって、どのような経済・社会的構造の変化が生じているのかについて政府税調で議論が行われた際、家計資産等の状況、相続の変容及び今後の人口動態に関して、様々な事柄が指摘されている。略述すれば以下のとおりである⁽¹³⁾ (詳細は表を参照)。

(8) 税制調査会「わが国税制の現状と課題—21 世紀に向けた国民の参加と選択— (答申)」2000.7.14. 内閣府ウェブサイト <<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/zeichof.html>>

(9) 浅妻章如「相続税の性質とそのあり方」『税研』31(4), 2015.11, pp.24-29.

(10) 税制調査会 前掲注(8), p.290.

(11) 浅妻 前掲注(9)

(12) 「税制調査会 (第 25 回総会) 議事録」前掲注(5), p.5

(13) 同上, pp.2-12.

表 相続税・贈与税をめぐる経済・社会的構造の変化

項目	内容	
家計資産等の状況	家計資産等の推移	○1980年代に急激に増加し、その後横ばい ○金融資産のウェイトが増大 ○フローの所得に対する資産の割合が上昇（ストック化の進展）
	相続財産価額の推移	○有価証券及び預貯金等の割合がここ30年で倍増、実額でも2.5倍に増加
	金融資産保有残高	○60歳代以上の保有割合がこの20年間で倍増 ○個人金融資産約1700兆円のうち60歳代以上が約6割を保有
	貯蓄現在高	○高齢者夫婦のみ世帯の貯蓄額は相対的に多いが、世代内で保有額のばらつきも見られる ○貯蓄現在高上位20%の世帯の資産保有は全体の約60%超
	世代別の収入及び純資産	○若年世代を中心に現役世代の世帯収入および純資産額は低下しており、現役世代が所得の一部を貯蓄し資産を形成するという道筋が細くなっている。
相続の変容	老老相続	○被相続人の高齢化が進行し、全体の約7割が80歳以上 ○相続人自身が高齢化し、若年世代への資産移転が進み難い
	資産の年齢別保有	○世帯主の年齢が上がるにつれて、保有資産額も増加 ○60歳代以上の高齢者が現住居の宅地の約6割、現住居以外の宅地の約7割を保有
	高齢者の貯蓄の目的	○病気・介護の備えが6割超
	老後扶養の社会化	○高齢者単独世帯や夫婦のみ世帯の割合が増加 ○ライフサイクルで見ると、高齢者は直接税・保険料負担が減少し、医療・介護・年金で大きな給付を受けており、受益が負担を上回っている ○相続資産には、公的な社会保障の充実という老後扶養の社会化を通じて蓄積が可能となった側面があると考えられる
	意識等の変容	○意識調査では、「遺産の一部を社会の役に立てたい」という回答は4人に1人程度いる ○米・英に比して、個人の寄付・遺贈額は少なく、遺贈額は300億円/年程度 ○相続に関する相談件数・遺産分割事件数の増加率は死亡者数の増加率を上回り、遺産分割事件数の約3/4は相続税がかからない遺産額のもの
今後の人口動態	死亡者の一層の高齢化	○死亡者数は、平成52(2040)年のピーク時に向けて、現在より25%程度増加し、さらに高齢化の見込み
	法定相続人の数の減少	○少子化により、被相続人1人当たりの法定相続人数が減少

(出典) 「第25回 税制調査会(2015年10月27日)資料一覧」2015.10.27. 内閣府ウェブサイト <<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2015/27zen25kai.html>>; 「税制調査会(第25回総会)議事録」2015.10.27. 内閣府ウェブサイト <http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2015/_icsFiles/afiedfile/2016/02/18/27zen25kai.pdf> を基に筆者作成。

(1) 家計資産等の状況

家計資産の推移を見ると、ここ30~40年の間、金融資産のウェイトが増加している。また高齢世代の金融資産保有割合が大きく増加している。ただし、高齢世代の中でも貯蓄額の多い世帯と少ない世帯に分かれ、ばらつきが見られる。若年世代を中心に、現役世代の世帯収入の低下と純資産額の低下が見られ、現役世代にとって、所得の一部を貯蓄し、資産を形成していくという道筋が細くなっている。

(2) 相続の変容

被相続人の高齢化が進み、相続人も高齢者となる、いわゆる「老老相続」が増えている。そのため若年世代への資産移転が進みにくい。また、年齢階層別の受益と負担の関係を見ると、高齢者は受益が負担を上回っている。公的な社会保障制度の充実とは、これまでの家族による私的な扶養に代わって、老後扶養を社会的に支えているといえる。この社会保障制度の充実が、高齢者の資産の維持形成に寄与していることを踏まえると、相続によって次世代の一部に引き

継がれる資産には、老後扶養の社会化を通じて蓄積が可能となったものという側面があると考えられる。

なお、相続に関する意識の中には、遺産の一部を社会の役に立てたいという気持ちも見られる。

(3) 今後の人口動態

死亡者数は今後大幅に増加し、平成 52 (2040) 年のピーク時に、現在より 25% 程度多くなる。被相続人 1 人当たりの法定相続人の数は減少している。

3 相続税・贈与税に関する政府税調の論点整理

政府税調では、経済・社会構造の変化を踏まえた上で、相続税・贈与税に係る議論を集約した。前述の論点整理⁽¹⁴⁾によると、考え方の要点は以下の 3 項目にまとめられる。

(1) 資産の再分配機能の適切な確保の視点

資産保有高に関して世代間のばらつきが見られ、世代内でもやはりばらつきが見られるようになってきていること等を受け、平成 25 年度税制改正によって平成 27 (2015) 年 1 月から施行された相続税課税強化の効果を見定める必要がある。そして資産の再分配機能が回復しているか、また将来の人口動態の変化等も見据えた上で、資産格差が次世代における教育等の機会格差につながらないように、資産の再分配の機能の適切な確保がなされるかどうか、よく見極めてさらに方策を考える必要がある。

(2) 老後扶養の社会化の進展と遺産の社会還元の視点

老後扶養が、年金制度等の充実により公費で賄われる割合が高くなっており、その結果、充実した社会保障が高齢者の資産の維持・形成に寄与している面がある。しかも社会保障給付が、相当な程度、公債の発行に依存している現状がある。これらを踏まえ、被相続人が生涯にわたり社会から受けた給付を清算するという観点から、高齢者の蓄積した資産に関して、社会への還元を図ることを検討することが考えられる。なお、税制を通じた方策だけではなく、遺産による寄付の促進等の検討も重要である。

(3) 贈与税の見直しに当たって、格差の固定化防止を図りつつ、資産移転の時期の選択により中立的な制度を構築するという視点

相続税の課税回避を防止する観点から、贈与税の税負担水準を相続税に比べて高く設定してきたが、相続人の高齢化が進み、「老老相続」と呼ばれる事態になって次世代への資産移転の時期が遅くなっている状況を踏まえ、平成 15 年度税制改正において、相続時精算課税制度⁽¹⁵⁾を導入した。また、デフレ脱却・経済再生の早期実現の観点から、高齢者が保有する資産の早期移転を促進するため、住宅取得等資金、教育資金、結婚・子育て資金に関する時限的な非課税

(14) 税制調査会 前掲注(6), pp.14-17.

(15) 一定の要件の下、納税者の選択により、贈与を受けた際には軽減・簡素化された贈与税を支払い、その後の相続時に、その贈与財産と相続財産とを合計した額を課税価格として相続税額を計算し、そこから既に支払った贈与税額の控除を受けて、贈与税と相続税との精算を行う制度である。資産を、特段使う目的のない親から比較的消費意欲の強い若年層に属する子どもに渡せば、有効な目的のために使われて、景気刺激につながり経済発展にそれ相応の効果を発揮するであろうと考えられていた。

措置⁽¹⁶⁾も導入されている。これらの非課税措置は、資産が子・孫等の家族内のみで非課税で承継されるため、格差を次世代へと引き継がせて固定化させることにつながりかねない面もあるので、期限の到来を見据えて見直しを行うことが必要である。今後は、格差の固定化を防止しつつ、かつ高齢者が持つ資産の次世代への移転において、時期の選択により中立的⁽¹⁷⁾な制度を構築するために、幅広い検討が必要である。

II 資産課税に関するこれまでの議論と税制改正

相続税・贈与税に関する議論は、これまでも長く行われてきた。特にここ十数年の議論は、今回の政府税調で議論された方向性を既にかなり先取りしていたと考えられる⁽¹⁸⁾。ここでは、政府税調の論点整理において列挙された3項目について、過去に行われた議論及び現在展開されている議論を関連付けてみることにする。

なお、既に言及したように、この過去に行われた議論を受けて、資産の再分配機能の回復や格差是正等の観点から、平成25年度税制改正が行われ、相続税・贈与税が大きく見直された。この相続税・贈与税の改正は、税制の抜本的な改革の一環であり、所得・消費・資産のバランスに留意した税制⁽¹⁹⁾を構築するために、長年の課題の1つとして検討されていたものであった。これは税制全体の大きな枠組みとしては、消費税増税（税率引上げ）とセットで決められた⁽²⁰⁾。

そして、この平成25年度税制改正において、相続税・贈与税に関して決定された内容は、端的に表現すれば、相続税の課税強化と経済活性化の方策としての贈与税の課税緩和との2つである⁽²¹⁾。これらを念頭に置き、必要に応じて重ねて言及しながら、以下、各項目に関する議論を概観する。

(16) 「住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置（平成27年～）」財務省ウェブサイト <http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/property/156.htm>; 「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」財務省ウェブサイト <http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/property/268.htm>; 「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」財務省ウェブサイト <http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/property/269.htm>等を参照。

(17) 税制が、個人や企業の経済活動における意思決定をゆがめないようにすること。

(18) 平成12（2000）年から平成25年度税制改正に至るまでの、過去の政府税調における相続税・贈与税に係る議論及び平成25年度税制改正における相続税・贈与税の改正の内容については、加藤浩「資産課税改革の動向と展望—相続税・贈与税に係る論点をめぐって—」『レファレンス』753号、2013.10、pp.33-62。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8328284_po_075302.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>を参照。

(19) 「所得・消費・資産それぞれに税負担を求めることについては、いずれもメリット・デメリットがあるので、適切に組み合わせることが必要である」という考え方に基づいて構築された税制である。森信茂樹『日本の税制—何が問題か—』岩波書店、2010、pp.73-76等を参照。

(20) 「相続増税（ことば）」『日本経済新聞』2013.8.19では、相続税の今回の増税について、「富裕層に負担を求め、消費税増税への理解を求める狙いもあった」としている。

(21) なお平成25年度税制改正における相続税の変更については、次の2点にも留意が必要である。①相続税の課税強化は小規模宅地等の特例という、主に都市部住民に対する緩和措置の拡充とセットになっていた。②利用のしやすさ等に難点があると言われていた中小企業の事業承継税制についても、中小企業対策の一環として大幅な改正が行われた。税制における公平性の観点から見れば、相続すべき資産がある事業後継者と資産を受け継がず自力で起業する者との間の機会の均等を欠くとも言われるところであるが、地域経済を支え地域の経済や雇用を守る中小企業に配慮していくべきという日本経済の産業基盤を重視する大きな観点から、様々な措置が拡充された。

1 資産の再分配機能の適切な確保

(1) 過去の政府税調の議論等と相続税の課税強化

政府税調の論点整理の第1項目は、資産の再分配機能の重要性を再確認する視点である。資産の再分配機能の適切な確保については、昨今の格差問題との関連で、よりクローズアップされているといえる。過去の政府税調の議論においても、資産の再分配機能の回復ないし適切な確保は、相続税制の大きな課題として掲げられ続けてきた。例えば、平成12(2000)年の政府税調答申では、相続税の課題について、ごく一部の資産家層のみを対象に負担を求める税となっていること、相続課税について、資産の再分配機能等に鑑みて、対象者の範囲等の在り方を見直していく余地があること、経済のストック化が進展し、高齢者に資産の相当部分が集中しており、しかも相続課税の担税力を有する高齢者の人数が増加していること等を述べている⁽²²⁾。

前述した経済・社会的構造の変化とそれに応じたこのような過去の議論を受けて、既に平成25年度税制改正で相続税の課税強化が行われている。内容は、資産の再分配機能の回復を企図した、基礎控除額の4割引下げ、最高税率の5%引上げを始めとする税率構造の見直しが代表的なものである。

資産の再分配機能の回復という所期の目的が果たされたかは、平成25年度税制改正の効果がどの程度出ているのかという分析を待ってから検討することになる。一方、消費税の税率の引上げが平成29(2017)年4月に予定される中で、政策議論において、負担の公平を期すとの議論もなされやすいことから、相続税制については今後も(課税強化の方向で)見直される可能性が考えられるという観測も出ている⁽²³⁾。

(2) 富の集中防止

富の集中防止については、「結果の平等」でなく「機会の平等」の下で競争し、経済社会の活性化を実現していこうとするとき、親の遺産を対価無しで相続する者が多くなるほど、裸一貫で立ち上がる人を不利にし、社会に対する不平等感を助長することになるので、相続税こそ、この不平等感を払拭するのに役立つという意見⁽²⁴⁾がある。あるいは同様に「高額な遺産が自分のものとなり、税金がかかっても半分は残るので、あとは自分の力量で増やせばよい。相続税廃止は税制全体の公平化と能力に応じた負担(応能化)を一層弱めてしまう」という意見⁽²⁵⁾もある。

(3) 消費税との関連

また、老老相続の現状を考えれば、「富の集中が階層化につながるのを直ちに排除しなければならない」という状況にはないとしつつ、消費税との関連で、我が国の税体系において消費課税の役割が大きくならざるを得ないこと、すなわち、我が国の税体系における所得再分配機能が小さくなることを考えれば、それを補完する意味からも、相続税の課税ベースを広くして課税強化を行い、相続税にこれまで以上に広い役割を期待するという意見がある⁽²⁶⁾。さらに、消

⁽²²⁾ 税制調査会 前掲注(8), pp.290-303. その後の政府税調の答申等でも、同様の問題意識は示され続けている。詳細は、加藤 前掲注(18)参照。

⁽²³⁾ 宮本佐知子「注目集まる相続資産市場と金融機関の取組み」『野村資本市場クォーターリー』19(1), 2015.夏, pp.129-136.

⁽²⁴⁾ 石弘光『増税時代一われわれは、どう向き合うべきかー』筑摩書房, 2012, pp.250-252.

⁽²⁵⁾ 三木義一『日本の税金 新版』岩波書店, 2012, pp.140-141.

費税を税制の基軸に据えていくのであれば、生涯ベースで考えた時に、所得＝消費＋資産移転（贈与・相続）になるのであるから、補完的な課税ベースとしての資産を軽視してはならないという指摘がある⁽²⁷⁾。一方、消費税には逆進性⁽²⁸⁾の問題があることから、増税分全てを社会保障費に充当することに関して、弱者に負担の重い税を使って弱者を助けるのは問題であり、高所得者に相続税や固定資産税等の増税により相応の負担を求めて資産を再分配し格差縮小を図るべきという、消費税増税に批判的な立場から相続税の課税強化を唱える意見もある⁽²⁹⁾。

(4) 累進性と課税回避との関係

なお、相続税制については、累進性⁽³⁰⁾を強めると節税・脱税のメリットが大きくなり、課税を回避する方向に誘導してしまうので、その弊害を少なくするために、累進性を弱めた方がよいという見解がある⁽³¹⁾。

(5) 資産の再分配自体への疑問

一方、これらとは逆に、従来は国家による富（資産）の再分配を“是”とする価値観が国民に支持されていたために相続税の再分配機能が重視されてきたが、純粹に資本主義・自由経済体制を前提にするのであれば、相続税による富（資産）の再分配は必然的なものではなく、むしろ租税の中立性の観点からは疑義が提起されるおそれすらあり得るという意見もある⁽³²⁾。

2 老後扶養の社会化の進展と遺産の社会還元

(1) 過去の政府税調等の議論

政府税調の過去の議論を見ると、「資産の引継ぎの社会化」というキーワードが、例えば I-1 で前述したように、平成 12（2000）年の税調答申で既に出ている。これは、政府税調の論点整理の第 2 項目と同じ内容を既に示していたものと考えられる。相続税を応益税⁽³³⁾として捉える考え方であり、公的な医療・介護制度の充実に伴い、老後扶養の費用負担が家族から国・地方自治体にシフトしてきたので、そのコストを死亡時に清算するという考え方である⁽³⁴⁾。

26) 森信茂樹『税で日本はよみがえる—成長力を高める改革—』日本経済新聞出版社、2015、pp.279-283。

27) 関口智「相続税・贈与税の理論的基礎—シャープ勧告・ミード報告・マリーズレビュー—」『税研』25(6)、2010.5、pp.20-32; 宮島洋編著『消費課税の理論と課題 2 訂版』（21 世紀を支える税制の論理 6）税務経理協会、2003、pp.2-3。なお後者は、個人の生涯ベースのモデルではなく、いわゆる王朝（dynasty）モデル（個人の財産を引継ぐ子孫等までも含めた「一族」をベースにしたモデル）を採るならば、資産移転の規模にかかわらず、いずれ子どもや孫等の将来世代が消費を行った時に消費課税が適用されればよいという考え方があることを述べている。ただし、現実には、非課税の無償資産移転を許容し、富の集中と機会の不平等を強める王朝モデルに正当性は認めがたいこと等も付記している。

28) 家計において生活必需品の購入割合が高い低所得者の方が、高所得者に比べて税負担率が高くなることを指す。

29) 若田部昌澄「論点 消費増税延期の可否 凍結し成長で税収増を」『毎日新聞』2016.4.22。

30) 資産の額が大きくなると、適用される税率が上がることを指す。

31) 井堀利宏「相続税は累進性を強化せずその課税ベースを拡大すべき」『週刊ダイヤモンド』100(24)、2012.6.16、p.22。

32) 岩崎政明「第 9 章 相続税を巡る諸問題」水野正一編著『資産課税の理論と課題 改訂版』（21 世紀を支える税制の論理 5）税務経理協会、2005、pp.179-206。

33) 受ける利益に応じて、対価として負担する税を指す。

34) 森信 前掲注26) 遺産の社会還元については、遺産による寄付の促進や社会保障制度との連動（例えば、遺産から社会保障給付額相当額を回収する）等、様々な制度設計が考えられる。藤谷武史「家族と税制—政府税調「論点整理」を手がかりに—」『ジュリスト』1493号、2016.5、p.42の注17を参照。

政府税調の論点整理の第2項目は、この応益税としての考え方を取り入れると同時に、社会保障等の公的サービスの財源が公債に依存している現状に言及しており、一層の財源の調達手段として相続税制に可能性を見出すことが示唆されているといえる。

(2) 社会保障のための財源

遺産の社会還元と関連させつつ、高齢化の進展と相続機会が増大していくことをとらえて、社会保障のための財源として相続税を活用する考え方が、これまでも出されている⁽³⁵⁾。例えば、資産を多く持つ高齢者世帯は、年金制度の充実に伴い有利な立場となることを考えれば、年金の基本的な財源は相続税であるべきであるというものである。相続税と社会保障制度は、密接に関連しており、これらの措置で相続税負担と年金受給の対応が付けられるとしている⁽³⁶⁾。同様に、相続は従来「老親扶養の対価」とみなされてきたが、近年は社会全体で扶養するようになってきており、現在の高齢者の大半は、年金で過剰給付（拠出した保険料を大幅に上回る給付）を受け取っており、過剰給付の一部が資産化しているから、これが相続を通じて子世代へと移転することは、公平性の観点から問題があるという考え方も既に出されている⁽³⁷⁾。さらに、高齢者世代は若年世代が負担をしていることで、過去に支払った保険料をはるかに上回る年金を受け取り、相続資産を残せるわけであるから、広く若年世代のために相続資産の一部を「返却」という考え方もある⁽³⁸⁾。

(3) 「死亡消費税」

あるいは、広く薄く相続税あるいは類似の税⁽³⁹⁾をかけるというような提案も出ている。これについては、死亡消費税と呼ぶ論者がいる⁽⁴⁰⁾。遺産の社会還元という枠組みで明確に論じているものではないが、巨額に上る高齢者の医療費を賄う財源として、高齢者自身が残した財

⁽³⁵⁾ 遺産の社会還元には直接言及しないものの、消費税増税の景気への悪影響を重視する観点から、経済成長による税収増と、相続税の課税ベース拡大等を進めて社会保障支出の財源とする考え方もある。相続税は、消費税と比較すれば逆進性というデメリットがなく、高齢化が進んで相続対象資産の規模が拡大して税収もそれに伴って増加するため、消費税のように社会保障支出増に合わせて税率を上げる必要もなく、加えて、相続税強化で、親から子への生前贈与が進むため消費拡大による税収増も見込めるというものである。片岡剛士「消費増税、延期ならぬ凍結を—5%に戻し「成長と社会保障一体改革」へ」『金融財政ビジネス』10569号、2016.4.11、pp.14-17；同「（耕論）どうする消費増税 相続・資産課税の強化を」『朝日新聞』2016.4.27。ただし、景気に関しては、相続税強化（及び贈与税緩和）により若年層への資金移転を誘導したものの、資産の移転元である高齢者自身の消費マインドが冷やされたという趣旨の景況感も報告されている。「もたつく景気（1）消費 再点火に時間 現役世代 負担重く」『日本経済新聞』2016.4.12。

⁽³⁶⁾ 野口悠紀雄「相続税改革で社会の停滞を打破」『週刊ダイヤモンド』99(9)、2011.2.26、pp.136-137。

⁽³⁷⁾ 渥美由喜「社会保障財源としての相続税改革の方向—相続課税の強化、遺産課税の新設シミュレーション—」『Economic Review』Vol.9 No.2、2005.4、pp.38-55。富士通総研ウェブサイト <<http://jp.fujitsu.com/group/fri/downloads/report/economic-review/200504/review03-2.pdf>>

⁽³⁸⁾ 鈴木亘『年金問題は解決できる！—積立方式移行による抜本改革—』日本経済新聞出版社、2012、pp.157-181；同「年金債務分離、税で処理を 現役世代の負担限界 積み立て方式へ移行急げ（一体改革 残された課題 下）」『日本経済新聞』2012.7.19；同「景気回復効果もある相続税アップしかない」『Voice』400号、2011.4、pp.84-91等を参照。

⁽³⁹⁾ 井堀利宏「消費増税を考える（1）先送りは将来に重いツケ」『日本経済新聞』2010.3.8；同 前掲注⁽³¹⁾は、（土地・住宅等の実物資産の相続については被相続人段階での取得時に既に消費税がなされているので）金融資産相続のみに限定して、その相続を消費行為とみなし消費税の課税対象とすることを提案する。また、相続税とは別個に、控除額はゼロ、税率は一律10%の広く薄く遺産額に課税する遺産税の新設も提案し、資産大国となった我が国における財源の確保について言及している。

産に薄く広く負担を求めて、世代間の公平性を実現する一助とするという考えであり、社会保障の受益の大きい世代が、その受益に対して、現行制度を超える追加の負担をするというのは、応益税に類似する考え方としても捉え得るものであろう。同一世代内での財源調達という観点からは、相続税を重課し、相続税収に基づいて福祉基金を創設し、その基金から同一世代内の福祉財源を拠出する等の提案もある⁽⁴¹⁾。

(4) 税制上の特典等の清算との関係

なお、従来挙げられていた相続税の存在意義として、I-1に記したように、生前に社会及び経済上の要請に基づく税制上の特典等により蓄積した財産を、相続開始の時点で清算する旨があった。相続税を、生前に必ずしも最適に機能しきれなかった所得税の補完的機能と捉える考え方である⁽⁴²⁾。これに関しては、税制上の特典等の清算という観点は、生前に適切であると認めていたはずの措置の適用について、死後に不適切と評価するに等しく、法治国家における根拠としては乱暴であり、また死亡時に過年度の所得を把握して課税するのに等しい取扱いであり、遡及課税を実質的に肯定するもので、租税法律主義の法理に反する説明であるという指摘がある⁽⁴³⁾。一方、資産性の所得に対する課税がこれまで大層甘かったという理由から、個人の死亡を契機に、所得課税の清算を行うことには十分な理由があるとする見解がある⁽⁴⁴⁾。

この存在意義に関しては、広い視野で捉えるならば、一生涯の間に社会から受けた利益全般を、相続という機会に社会に還元し直す、すなわち資産の引継ぎの社会化（I-1）というような意味合いに考えることも可能である⁽⁴⁵⁾。

3 贈与税の見直しと格差拡大防止及び資産移転の時期の選択に係る中立性

(1) 過去の政府税調等の議論と経済活性化を企図した贈与税の課税緩和

政府税調の論点整理の第3項目は、端的に言えば、生前贈与をある程度促進しつつ（あるいは過度に抑制しないようにしつつ）、格差がそのまま引き継がれないように税負担を求めていくような制度構築を検討することが必要ということである。

政府税調における過去の議論では、平成12（2000）年の政府税調答申において、高齢者層に資

(40) 内閣に設置されていた社会保障制度改革国民会議での伊藤元重委員（東京大学大学院教授（当時））の発言を参照。「第13回社会保障制度改革国民会議議事録」2013.6.3, p.32. 首相官邸ウェブサイト <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokuminkaigi/dai13/gijiroku13.pdf>> また、野口敏治「実務家からみた消費税の逆進性とその対策」『税務弘報』63(13), 2015.12, pp.51-63も、遺産に対する「見直し消費税」の課税を提案する。なお、この死亡消費税に関連して、人々がどうして遺産を残すのかという遺産動機は実証研究を通じて確認すべきもので、政策担当者等が勝手に「消費」と位置付けることは適当でないという批判的な考え方も示されている。國枝繁樹「公共経済学における現在の租税理論と租税法—配偶者控除制度を巡る議論を中心に—」『租税研究』794号, 2015.12, pp.50-75を参照。

(41) 横山彰「高齢世代の協力が不可欠 現役層の受益重視を 改革、成長促進の視点カギ（日本財政 危機回避の条件 上）」『日本経済新聞』2012.10.17.

(42) 税務大学校『相続税法（基礎編）平成28年度版』2016, p.1.

(43) 三木義一『よくわかる税法入門 第10版』有斐閣, 2016, pp.250-274; 浅妻章如「CON (capital ownership neutrality: 資本所有中立性) の応用—事業承継における信託等の活用に向けて—」『立教法学』86号, 2012, pp.129-149. 後者は、政府が大っぴらに被相続人に対する課税漏れを前提とするかのような立論になってはいないかと疑問を呈している。

(44) 森信 前掲注(26)

(45) 神野直彦・上西左大信「PERSON 平成25年度税制改正を語る」『税研』28(6), 2013.3, pp.3-4では、一世代に一回、公共サービスの恩恵を受けて蓄積した富に対して、所得税や消費税で捕捉できなかった部分を相続時に清算するという観点が示されている。

産が偏在している状況を踏まえると、我が国の経済成長を支えている若年・中年世代への早期の財産移転が、経済社会の活性化を図る上で望ましいのではないかとの考え方があることを記しつつ、相続税の課税回避を防止するという贈与税の基本的な機能を損なわないようにすることが肝要であること等も述べており⁽⁴⁶⁾、この答申が出された段階では、世代間の財産移転については、全体的論調としてはまだ必ずしも積極的ではなかった。

その後、政府税調は、経済社会の活性化に向けて、効率的な資源配分の徹底と、自由な経済活動を妨げない税制という視点を前面に出し、資産移転の時期の選択の中立性、高齢者の保有する資産の次世代への早期移転による経済の活性化を目的とした方策として、相続税・贈与税の一体化の検討を打ち出した。そして平成 15 年度税制改正において、生前贈与の円滑化に資する観点から、相続税・贈与税の一体化措置として、相続時精算課税制度の創設を提言した⁽⁴⁷⁾。

さらに、平成 22 (2010) 年には、政府税調の下の専門家委員会が、以下の内容を盛り込んだ中間報告を公表した⁽⁴⁸⁾。

- ①高齢者層が保有する資産をより早期に次世代に移転させ、その有効活用を通じて経済社会の活性化を図るため、贈与税の緩和策を検討する必要があること
- ②相続税の課税ベース拡大や税率構造の累進性回復などの見直しは、生前贈与を促す効果があるので、贈与税の緩和策を追加すれば、早期移転が一層促進され、消費拡大や経済活性化につながる
- ③贈与税は相続税の補完税であることや、贈与税の過度の緩和は若年層における世代内格差の拡大等につながることに留意が必要であること

そして、平成 25 年度税制改正において、贈与税について、高齢者層が保有する資産をより早期に次世代に移転させ、その有効活用を通じて消費拡大や景気刺激を図るための緩和策が導入された。具体的には、I-3-(3)で述べた教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置導入や、子や孫等が受贈者となる場合の贈与税の税率構造の緩和が挙げられる。これは同時に実施された相続税の課税ベース拡大や税率構造の累進性回復が生前贈与を促す効果を持つので、贈与税の緩和策を追加すれば、早期移転が一層促進され、消費拡大や経済活性化につながるという意図の下に行われたものである。何もしなければ相続税が増税されるが、生前贈与を計画的に進めれば贈与税が軽減されるという、いわば「アメとムチ」によって生前贈与を促進する政策であると評されている⁽⁴⁹⁾。なお経済活性化の追加策として、平成 27 年度税制改正で、結婚・子

(46) 税制調査会 前掲注(8), p.307.

(47) 税制調査会「平成 15 年度における税制改革についての答申—あるべき税制の構築に向けて—」2002.11.19, pp.10-11, 17-18. 内閣府ウェブサイト <<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/pdf/141119.pdf>> なお、相続時精算課税制度の適用者数については、国税庁統計を見ると、平成 17 (2005) 年の導入当方で 81,641 人 (贈与税申告人員全体の 20.0%) であったが、平成 26 (2014) 年には 50,006 人 (11.4%) であり、利用者が減少している状況が見られる。国税庁長官官房企画課「6-1 課税状況、6-2 贈与財産価額階級別、6-3 贈与財産種類別」『税務統計—6 贈与税関係—』(平成 26 年分) <https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/zoyo2014/pdf/06_kazeijokyo.pdf> 等を参照。相続時精算課税制度の評価については、渋谷雅弘「相続税・贈与税の累積的課税」稲葉馨・亘理格編『行政法の思考様式』青林書院, 2008, pp.593-618 も参照。

(48) 税制調査会専門家委員会「「税目ごとの論点の深掘り」に関する議論の中間報告」(平成 22 年度第 19 回税制調査会資料) 2010.12.9, pp.12-13. 内閣府ウェブサイト <http://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/gijiroku/zeicho/2010/_icsFiles/afieldfile/2010/12/10/22zen19kai2.pdf> なお、この当時の政府税調は、民主党等による連立政権の下にあったものである。

(49) 是枝俊悟「税制改正を踏まえた生前贈与方法の検討<訂正版>」2013.5.23, p.3. 大和総研グループウェブサイト <http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130523_007205.pdf>

育て資金の一括贈与に関する贈与税の非課税措置が追加されている。

このように、資産移転の時期の選択の中立性に係る贈与税の見直しは、経済活性化のための贈与税の緩和措置と関連付けられて、長年にわたって政府税調で議論されたテーマであった⁽⁵⁰⁾。

贈与税は、従来、相続税の補完税としての側面が強調され、相続税の課税回避を防止する観点から、生前贈与に厳しい対応がなされてきており、比較的少額の基礎控除額と累進度の高い税率構造でもって、「禁止的な生前贈与」という捉え方がされる場合もあったが、現在はそれが緩められているという状況である⁽⁵¹⁾。

(2) 格差拡大の懸念と経済活性化

贈与税の様々な緩和措置については、格差の「遺伝」を助長する側面もあるものの、資産移転の時期の選択に対する中立性を確保し、タンス預金として滞留する金融資産を市場に還流させることになり、デフレ脱却を模索する我が国経済にとって有益であり、少子化対策としても極めて重要な施策であるといえるが、政策のプライオリティを、格差の固定化の排除に置くのか、それとも経済活性化に置くのか、再検討が必要なことを痛感するとの意見が表明されている⁽⁵²⁾。

(3) 教育資金の贈与

また、教育資金の非課税措置については、その景気刺激効果は大きくなく、教育を通じた稼働能力の獲得の面で祖父母の世代の格差を孫の世代に継承するもので、公平性の観点から強く否定されるものであり、世代を飛び越した資産移転の奨励は相続税制を骨抜きにするものであるとの意見が示されている⁽⁵³⁾。経済活性化のためであるとしても、「機会の平等」の尊重と子が親や祖父母の財産に過度に依存すべきではないという立場から、資産格差を次の世代に引き継ぐ措置は、時限的措置としてなるべく早く終了させるべきであり、いつまでも継続すべきものではないという意見もある⁽⁵⁴⁾。

さらに、教育投資を通じた人的資産の形成に経済的効果があるならば、贈与税軽減により教育投資を促進する方向性自体は、社会的に望ましい可能性が高いが、教育投資の格差により「経済格差の世代間継承」が強化される可能性があるとするれば、一部の者が相対的に有利に人的資産形成を行えることになる。そのため、教育目的の贈与等について贈与税等を軽減しつつも、通常の相続税を強化して追加的歳入を確保し、当該追加的歳入を原資に教育投資への格差を埋める効果的な諸政策を実行できるのであれば、社会全体の人的資産の形成に資するかもしれないというコメントがある⁽⁵⁵⁾。

⁽⁵⁰⁾ なお、経済活性化の観点から、そもそも相続税・贈与税を一時的にでも廃止すべしという主張も存在する（「今こそ「相続税」廃止で経済活性化図れ」『Themis』21(6), 2012.6, pp.46-47）。また大前研一「景気浮揚・三つの大改革—相続税の廃止で若い世代にお金を移そう—」『Voice』373号, 2009.1, pp.103-104では、高齢者の保有する個人金融資産を若者に移すための方策として、相続税・贈与税を一定期間ゼロにすべきと述べている。

⁽⁵¹⁾ 塩野入文雄「贈与税特例の適用等による世代間資産移転—「資産移転」に係る基本的な視点—」『税理』59(6), 2016.5, pp.28-38.

⁽⁵²⁾ 酒井克彦「検証！経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」『税理』59(2), 2016.2, pp.2-9.

⁽⁵³⁾ 國枝繁樹「経済活性化のための贈与税非課税制度の問題点」『税研』29(3), 2013.9, pp.32-37.

⁽⁵⁴⁾ 池上岳彦「税制改革のあり方—国税・地方税を通じた課題—」『都市問題』107(4), 2016.4, pp.44-53.

⁽⁵⁵⁾ 神山弘行「贈与税と相続税の関係に関する覚書」『税研』31(4), 2015.11, pp.30-37.

一方、教育資金の非課税措置は、広範囲に親族内の自助を促す目的で応用ができるはずであるとの見方がある。例えば、親が子どもの教育水準を引き上げることが、親にとって、子どもが将来自分の生活の面倒を見てくれるための備えとして意識され、将来の自分を助ける子どもを増やしたいという動機付けにもなり得るとのことである。親族内の絆をサポートすることで親族内での自助が促進されて経済的な選択の幅も広がることから、少子高齢化に対応するための制度設計として、新しい展開の可能性を含んでいるとして評価する見方である⁽⁵⁶⁾。

(4) 住宅取得等資金の贈与

住宅取得等資金に関する非課税措置に関しては、国民各層に幅広くニーズが高いものであり、住宅投資の増加は、資材調達・雇用など様々なルートで我が国経済に大きな波及効果があること等から、景気回復に向けた時限的な施策としては適当とされる⁽⁵⁷⁾一方で、住宅投資を他の投資と比較して優遇することは、持ち家と賃貸住宅の選択をゆがめ、効率性の低下をもたらし、世代間の経済格差の継承も促進されると評する意見がある⁽⁵⁸⁾。

Ⅲ EUにおける相続税・贈与税に係る議論

フランスのトマ・ピケティ (Thomas Piketty) パリ経済学院 (Paris School of Economics) 教授による『21世紀の資本』⁽⁵⁹⁾の刊行以後、現代の富の集中等に関連した議論が繰り広げられるようになり、EU全域にわたって、市民が富の分配の不公平に敏感になっているという⁽⁶⁰⁾。

2015年に刊行されたEUの欧州委員会スタッフによるワーキング・ペーパー⁽⁶¹⁾は、「富の分配とEU加盟国における課税」をテーマとしており、相続税・贈与税に関する考え方にも触れている⁽⁶²⁾。今回の政府税調の論点整理における3項目、特に資産の再分配機能の適切な確保との関連を中心に、ここで展開されている議論の一端を見てみることにする⁽⁶³⁾。

1 資産の再分配への貢献

多くの欧州諸国の人口グループにおける最高年齢層が、相当程度広範に富の蓄積に関わってお

⁽⁵⁶⁾ 熊野英生「孫への贈与非課税の潜在効果と課題」『Economic Trends』2013.2.13. 第一生命経済研究所ウェブサイト <http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/kuma/pdf/k_1302c.pdf>

⁽⁵⁷⁾ 齋地義孝ほか「経済危機対策関係の改正」『平成21年度税制改正の解説』p.557. 財務省ウェブサイト <http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2009/explanation/pdf/P539-P561.pdf>

⁽⁵⁸⁾ 國枝繁樹「少子高齢化社会における世代間の資産移転税制のあり方」『税研』25(6), 2010.5, pp.40-45.

⁽⁵⁹⁾ フランス語版は Thomas Piketty, *Le capital au XXIe siècle*, Paris: Éditions du Seuil, 2013、英語版は Thomas Piketty, *Capital in the Twenty-First Century*, Cambridge, MA: Belknap Press of Harvard University Press, 2014、日本語版はトマ・ピケティ (山形浩生ほか訳) 『21世紀の資本』みすず書房, 2014 である。

⁽⁶⁰⁾ Anna Iara, *Wealth distribution and taxation in EU Members*, Taxation Papers: Working paper, no.60, Luxembourg: European Commission, 2015, p.21. 欧州委員会ウェブサイト <http://ec.europa.eu/taxation_customs/resources/documents/taxation/gen_info/economic_analysis/tax_papers/taxation_paper_60.pdf>

⁽⁶¹⁾ Anna Iara, *Wealth distribution and taxation in EU Members*, Taxation Papers: Working paper, no.60, Luxembourg: European Commission, 2015. 欧州委員会ウェブサイト <http://ec.europa.eu/taxation_customs/resources/documents/taxation/gen_info/economic_analysis/tax_papers/taxation_paper_60.pdf>

⁽⁶²⁾ なお、このワーキング・ペーパーは、資産をベースにした課税に関する最近の論拠の紹介を中心に、住宅(不動産)への課税、純資産税(富裕税)等に関する記述も含んだものである。

⁽⁶³⁾ 以下、本章の記述は、Iara, *op.cit.* (60), pp.2, 15-23 に基づいている。

り、その富の所有者が、今後何年かの間に変わると見込まれるため、相続税は、大いに関心を引くものである。現在の経済的に困難な時期において、相続税は、富の不平等が次世代の格差につながる問題を緩和し、世代間の資源を再分配するという重要な政策課題への対応策として期待されている。

税制全てに通じることであるが、相続税も贈与税も、まず税収獲得の目的がある。EU加盟国の現下の経済的・社会的状況においては、さらに2つの目的が認識されつつある。第1に、機会の平等のために資源の公平な配分により貢献すること、第2に、世代間での再配分を、より均衡のとれた形にするために貢献することである⁽⁶⁴⁾。

なお実証的な研究では、相続された富について、どれくらいの規模になるのか、見解は一致していない。アメリカについては、ある研究によれば、1980年代後半の全ての家計の富における相続財産の割合については、1/5から2/5程度の範囲にあると考えられている⁽⁶⁵⁾。別の計量分析によれば、例えば、フランスでは、相続資産の年間フローは、戦後の時期の約5%から最近の約15%へと、その対国民所得比が増大しているということである⁽⁶⁶⁾。相続が次世代への資産の分配においてどの程度の役割を果たすのかは十分には理解・解明されていない。少なくとも、所得格差の次世代への移転、家族の規模、両親の社会経済的地位、遺産分割の選好、所得からの富の蓄積の機会、ライフサイクルを通じた所得変動といった要因が、資産の分配に関係していると考えられている。

2 遺産の社会還元

遺産の社会還元に関して、EUのワーキング・ペーパーは、以下のように述べている。

まず、慈善事業等への寄付に無制限の非課税措置を許容することには、公平性に関して疑問が生じる。慈善事業等への寄付について非課税措置を与えるのは、一見したところ、一石二鳥のように見える。富裕層の社会的に望ましい行動を促進し、社会的サービスを提供する国家の負担を軽減するからである。慈善事業等による公益的サービスの提供は、効率的かもしれないし、社会的組織が果たす役割と国家が果たす役割とが補完し合うという規範に沿うものになるかもしれない。しかし、慈善事業等への財政的支援によって、富裕層が、平均的市民と比較して、社会を自己の選好に沿って形成できる度合いが大きくなるともいえる。慈善事業等への寄付は、全ての市民に共通に可能なアプローチであるが、相続税を支払う義務から富裕層を解放するものでもある。多くの人々が経済的な苦境にある現代において、富裕層の間から、民間の社会福祉提供団体ではなく国家を支援する必要性が認識されていることも注目される⁽⁶⁷⁾。

⁽⁶⁴⁾ ここで示されている第2の目的は、①高齢世代が、自分たちの生涯所得と貯蓄について、若年世代が今後期待できるそれらの金額よりも多く得るであろうということ、②若年世代の貯蓄と投資に向けられる生産力が、高い従属人口指数（老年人口（65歳以上）と年少人口（15歳未満）の和を生産年齢人口（15～64歳）で除した値）で制約を受けていることに鑑みて認識されつつあるもので、遺産の社会還元の視点も含んでいると考えられる。

⁽⁶⁵⁾ Franco Modigliani, "The Role of Intergenerational Transfers and Life Cycle Saving in the Accumulation of Wealth," *Journal of Economic Perspectives*, 2(2), spring 1988, pp.15-40. <<http://pubs.aeaweb.org/doi/pdfplus/10.1257/jep.2.2.15>>; Thomas A. Barthold and Takatoshi Ito, "Bequest Taxes and Accumulation of Household Wealth: U.S.-Japan Comparison," Takatoshi Ito and Anne O. Krueger eds., *The political economy of tax reform*, NBER-East Asia seminar on economics v.1, Chicago: University of Chicago Press, 1992, pp.235-292.

⁽⁶⁶⁾ Thomas Piketty, "On the Long-Run Evolution of Inheritance: France 1820-2050," *Quarterly Journal of Economics*, 126(3), August 2011, pp.1071-1131.

3 若年世代への資産移転の早期化等

長命が進むことで、相続人になる年齢は平均して上昇している。投資ニーズの高い若年世代への資産移転を早めることは経済的に生産性を高めるものである⁽⁶⁸⁾。この目的からは、遺産相続において、例えば子と孫とに同じ税率を適用する等、あるいは受贈者が受贈者の子どもへと贈与するならば一定の期間においては非課税とする可能性を探るなど、世代を飛び越えた相続・贈与を動機付けることが有用となり得る。相続との関連で生前の贈与を優遇的な税制で扱うことが、若年世代への資源の移転を促進するための方法である。しかしこれには、問題もある。ある程度の資産を寄贈者側が将来の生活への万一の備えのために保持しなければならないからであり、遺産の規模が確実になるのは死亡したときに初めて分かることであるからである。このような問題への対応策として、資産移転に関して資産の利用権を留保して救済措置を施すというスキームが考えられるが、これは将来の生活への万一の備えを十分に満たすだけの資産所得を持つ最富裕層に有利となるものであり、公平という目的にとっては有害となる。

ただし、世代間の資産提供の積極的役割にもかかわらず、家族資産の一体性を無限に継続することに関する論拠は弱いものでしかない。

分配上の公平に対する実際上の問題として大きいものは、事業用資産の免税により評価額の高い資産における課税効果が減じられることである。事業用資産への重課は、家族経営の事業の死活問題であり、国民経済にも大きい影響を与え、雇用の維持にも関係するため、公平性を犠牲にして、事業用資産に対して優遇措置を講じている。もっとも、実証研究によると、一家の事業経営を承継した場合に生産性の上昇の鈍化等が見られることがあるという⁽⁶⁹⁾。公平性を犠牲にして得られるはずの（資源配分の効率性に関わる）効果が大きくない可能性がある。

4 相続税と社会的規範・人々の意識との関係

相続税は、家族の連帯に関する各国ごとの規範によって、実際の課税方法に相違が生じ得る。税率の軽減や基礎控除の設定で、かなりの金額の富を子孫に渡し得るように制度を設計できるが、それらの措置は、家族に関する社会的規範の相違によるものといえる。国別の比較調査では、社会的規範に応じて、なぜ遺産を残すのかという遺産動機に有意な差異があるという⁽⁷⁰⁾。そして、利他的な動機⁽⁷¹⁾に関わる遺贈への課税は、戦略的な遺贈⁽⁷²⁾に比して軽課税になっていることが、多くの国々の相続税の規定に見られるという。家族の在り方の多様化にもかかわ

(67) 2012年にアメリカで、ウォーレン・バフェット（Warren Buffet）氏やジョージ・ソロス（George Soros）氏を始めとする富豪33人が、我が国の相続税に相当する遺産税の基礎控除を引き下げて適用税率を引き上げるように提言を発表した事例がある。提言については、次を参照。“RESPONSIBLE ESTATE TAX PROPOSAL: STATEMENT OF SUPPORT.” アメリカの‘United for a Fair Economy’（UFE）による（クラウドサービスを利用した）ウェブサイト <http://d3n8a8pro7vhm.cloudfront.net/ufe/legacy_url/393/2012_20Estate_20Tax_20Sign_20On_20Statement_20_0.pdf?1448056400>

(68) Luc Arrondel and André Masson, “Taxing more (large) family bequests: why, when, where?” *PSE working papers*, no.17, 2013.（フランスのオープン・アクセス・アーカイブである）HALのウェブサイト <<https://halshs.archives-ouvertes.fr/halshs-00834189/document>>

(69) Nick Bloom, “Inherited Family Firms and Management Practices: the Case for Modernising the UK’s Inheritance Tax,” *CEP Policy Analysis Paper*, no.4, 2006.3, pp.1-5. <http://cep.lse.ac.uk/briefings/pa_inherited_family_firms.pdf>; Volker Grossmann and Holger Strulik, “Should Continued Family Firms Face Lower Taxes Than Other estates?” *Journal of Public Economics*, 94(1-2), February 2010, pp.87-101.

(70) Charles Yuji Horioka, “Are Americans and Indians more altruistic than the Japanese and Chinese?: Evidence from a new international survey of bequest plans,” *Review of Economics of the Household*, 12(3), September 2014, pp.411-437.

らず、リスク共有、資源の貯蓄、投資に関する共同の意思決定等において、家族は1つの経済単位であり続けている。家族内での遺贈を優遇する取扱いは、一国の中に広く存在している社会的規範に従っていることを示している。相続税に関して、家族内の連帯の重視は、社会的規範に沿ったものである限りにおいて、政治的に受容されやすいであろう。受贈者ベースで課税される課税方式は、遺産分割を有利に扱うことになり、遺産が集中しない方向に誘導しているという意味では、分配上の公平には資するものである。

相続税は、所有権、家族、機会、社会に広まっている美德といった社会的に核となる概念や規範の上に、しっかり構築されているもので、この税の正当化に重要な役割を果たすのは、正義と公平に関する規範である。しかし、実際の税務行政の執行においては、相続税は、最富裕層の金融資産の課税回避を誘導してしまう傾向にある。特に家計部門の富は、最富裕層に集中する傾向にある。そのため、より公平な富の分配を促進するための手段として遺産課税を採用するという主張は実効性が乏しいと考えられがちである。もし相続税が、中産階級によって生み出された資産を再分配するための道具として機能してしまうのであれば、中産階級の、上層への移動の意志や下層への移動回避の意志と、衝突してしまう。若年世代に対して、もはやより多くの福利を確保するような展望がなくなり、国家による国民の経済的地位を保証する社会保険を用意する能力に疑問が持たれている現在、相続税制に対する抵抗感が特に強まっているのかもしれない。

端的に言えば、遺産の分配に関する不十分な情報と時間軸で見て必ずしも一貫していない政策と国家の財政に対する疑念とが、通常ならば相続税で利益を享受するであろう市民に、相続税の理念を拒絶させるのである。政策の一貫性と政策に関する広範な合意を基礎にして相続税に関するアプローチを採択することが必要である。社会に根付いている規範と幅広い政策による機会の平等の促進との双方を調和させつつ、資産の再分配と自己の将来に対する準備との間に良いバランスを見つけられるならば、相続税の受容度が増大することが期待できる。

また、富裕層のタックスヘイブンを利用した租税回避等を防止し、最富裕層に位置する人々の支払額を上げるような試みがあれば、納税対象者を多くするような、より低い税率での資産課税を受容するように人々を説得することもできるかもしれない。

5 税収と徴税コストのバランス

税収が小規模であり徴税コストがかかることは相続税に反対する論拠とはならない。

現在のところ、EU加盟国の税収に対する相続税制の寄与は、比較的小さい。相続税と贈与税の税収は、対GDP比で0.27%、対歳入比で0.6%である⁽⁷³⁾。この限定された税収は、近親に資産が移転した際に適用される低税率を反映している。また、これは大きな遺産に対する寛大なアプローチの結果でもある。相続税に反対する者は、資産の価値を評価・確定することの困難さとコストを引合いに出す。この問題は富と税負担とを関連付ける全てのアプローチに関係する。この問題に関連する困難さは誇張されるべきではない。第三者からの報告や情報交換によって、資本課税の回避は利益を生まなくなりつつあるし、大規模データベースの情報処理能

(71) 利他的動機とは、被相続人が相続人等の効用の増加を企図して遺産を残す場合の動機を指す。國枝繁樹「相続税・贈与税の理論」『フィナンシャル・レビュー』65号、2002.10、pp.108-125を参照。

(72) 例えば、被相続人が、相続人に自分の老後の世話をさせるために、対価として遺産を残すことを指す。同上

(73) Iara, *op.cit.* (60), p.8.

力の増大は行政コストを軽減しつつある。いずれにせよ、ある程度の基礎控除を設けて評価の負担から行政事務を解放すれば、税収とコストとが釣り合うようになる。

6 その他の論点等

EUのワーキング・ペーパーでは、下記の論点等も挙げている。

- ① 経済理論によって相続税を支持する論拠は与えられており、遺産動機によって、遺贈者（被相続人）の効用と受贈者（相続人）の効用を考慮して、課税の軽重を決定するという示唆⁽⁷⁴⁾は得られている。ただし、現実の精細な政策的処方箋は明確にはなっていない⁽⁷⁵⁾。
- ② 労働所得からも大きな遺産が蓄積されることはある。
- ③ キャピタルゲイン課税は、売却又は相続のどちらかの時点で資産が分離されたときに一貫して実施されるべきである。そして、概念的には、相続税とは切り離すべきである。
- ④ 相続税の支持者は、機会の平等を促進するための国家の重要な手段として相続税制を擁護している。しかし、課税だけではこの目的に到達するまでには道半ばに終わってしまう。もっと包括的な、機会の平等の促進に対する政策的関与を行っていくことが、遺産に対する課税への支持を高めると思われる。
- ⑤ 相続税制を純資産税（富裕税）と比較した場合の利点・難点は様々である。定常的に低い税率で課税する純資産税（富裕税）と比較して、相続税は生前の期間における富の変動を考慮しなくてよいという点で有利な面を持っている。年金所得や保有資産を基礎にした老後の福利を確保したい人々の取扱いにおいても配慮がなされているといえる。ただし、蓄積された財産に、相応の高税率で課税するので、感情的に反応される場合がある。富裕税は受贈者のことを考える必要が無い。遺産動機や利他的な選好に関する判断の曖昧さも関係なく、資産の保有に課税することの論理的根拠だけが主たる問題となる。

IV 今後の留意点

1 国際的な潮流

(1) 廃止の潮流

国際的には相続税を廃止する潮流があるという指摘がある。諸外国で相続税が批判されている理由として、所得税を納めているのだからその残りである遺産に相続税をかける必要はなく、相続税をかけると二重課税になるという見解があること等を例示している⁽⁷⁶⁾。また、グローバル化が進み、担税力の高い者ほど納税する場所を自ら選択できる状況が生まれている⁽⁷⁷⁾と言われる現況下で、相続税の強化が富裕層の海外移転につながらないかという声もある⁽⁷⁸⁾。

(74) ノーベル経済学賞受賞者のジェームズ・マーリーズ卿を座長とするイギリスの税制改革の提言書であるマーリーズ・レビューを参照。James Mirrlees(Chair) et al., *Dimensions of Tax Design: the Mirrlees Review*, Oxford: Oxford University Press, 2010, pp.737-814.

(75) *ibid.* なお神山 前掲注(55)によれば、マーリーズ・レビューは、相続税及び贈与税の検討において、贈与や遺贈の「動機」（遺産動機）によって、例えば特定の個人に資産を移転することに効用を感じる場合や受贈者の喜びを贈与者がうれしく感じる場合等、資産移転の動機によって最適な課税制度が異なってくる旨を論じているが、現実の動機を観測することには困難があり、最適課税論の観点からのコンセンサスは確立していない旨を指摘しているという。また、同レビューは、遺産動機と密接に関連する資産移転の形態に応じて、税負担を軽重させる旨の示唆を与えてくれるものの、現在の我が国における相続税・贈与税の改革の方向性をどのようにサポートできるかは、明確ではないという。

さらに、世界的な潮流として相続税が縮小・廃止の傾向にある中、相続財産が海外に移転してしまわないように対策を採るべきとする意見もある⁽⁷⁹⁾。

(2) 潮流の変化

一方、富の不平等の拡大により、相続税廃止・縮減の動きに関して、潮目が変わったという見方もある。諸外国において、税率の引上げ、控除の引下げ、控除額の物価連動措置の凍結・廃止の動き等が見られ⁽⁸⁰⁾、またⅢ-2で示したように、2012年にアメリカで、ウォーレン・バフェット (Warren Buffet) 氏やジョージ・ソロス (George Soros) 氏を始めとする富豪 33 人が、我が国の相続税に相当する遺産税の基礎控除を引き下げて適用税率を引き上げるように提言した事例がある⁽⁸¹⁾。

また EU 加盟国では、相続財産への課税は、28 か国中 20 か国で維持されている⁽⁸²⁾。

イタリアでは、2001年に廃止された相続税が2006年に復活した。廃止の際は、資産保有額が低額又は中間程度の階層に大きな影響が及ぶ一方で、富裕層がタックス・プランニング⁽⁸³⁾を駆使し得ること、徴税コストに比して税収がさほど高くないことをその理由として掲げていたが、2006年の再導入時には、低額又は中間程度の階層に対する非課税措置を導入している⁽⁸⁴⁾。

相続税が廃止された国でも、例えばオーストリアでは、2008年に廃止された相続税及び贈与税⁽⁸⁵⁾の再導入を要求して、2013年以降、エコノミストや経済学者等が、「相続財産に課税せよ！」という声明を発表し、活動を開始している⁽⁸⁶⁾。声明の趣旨は、「相続税の導入は、経済的な面からは実現可能なものであり、社会的な面からは公正なものである。オーストリアにおける遺産は、少数の人々に高度に集中している。僅かな数の人々が非常に大きな遺産を受け取り、働かずに豊かになれている。2008年の相続税の廃止は、資産課税による低い税収を、さらに一層低くした。遺産への課税の再導入は、正義をなすための必要条件である。社会的背景が人々の将来を決定するべきではないからだ。全ての子どもに良い教育を与え、全ての人々に老後に

(76) 渡辺裕泰「相続税廃止の世界的潮流と日本」『税経通信』67(6), 2012.5, pp.17-22. なお、所得税を納税した後の残りの資産を用いて消費をした場合に、その消費行為に課せられる消費課税について二重課税になるという見解は示していない。

(77) 「平成 22 年度税制改正大綱—納税者主権の確立へ向けて—」2009.12.22, p.6. 内閣府ウェブサイト <http://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/etc/2009/_icsFiles/afiedfile/2010/11/18/211222taikou.pdf>

(78) 矢内一好「富裕層課税とタックスヘイブンの動向」『税理』56(7), 2013.6, p.154.

(79) 森信 前掲注(26)

(80) 立岡健二郎「相続税の課税方式に関する理論的考察—取得税方式への回帰に向けて—」『JRI レビュー』Vol.4 No.5, 2013, pp.88-110. 日本総合研究所ウェブサイト <<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/jrireview/pdf/6703.pdf>> アメリカでは、遺産税が一時廃止された時期があったが、現在は復活し、2013年1月2日に成立した American Taxpayer Relief Act of 2012 (P.L.112-240)では最高税率が5%引き上げられて40%になっている。American Taxpayer Relief Act of 2012 (P.L.112-240) <<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/PLAW-112publ240/pdf/PLAW-112publ240.pdf>>

(81) 前掲注(67)参照。

(82) Iara, *op.cit.* (60), pp.6-7; Ernst and Young, *Cross-country Review of Taxes on Wealth and Transfers of Wealth: Revised Final Report*, October 2014. 欧州委員会ウェブサイト <http://ec.europa.eu/taxation_customs/resources/documents/common/publications/studies/2014_eu_wealth_tax_project_finale_report.pdf>

(83) 将来の税負担の発生に関して、予め計画を立てて、税務上のコスト・リスクを低減・排除し、税負担の最小化につなげる行為。

(84) Ernst and Young, *op.cit.* (82), p.221.

(85) *ibid.*, p.304.

(86) “Erbschaften besteuern.” <<http://www.erbschaften-besteuern.at/>>

も尊厳を持つことが可能となるような機会を提供できるよう、社会的サービスを必要な程度まで拡充するために、遺産への課税が必要である。それゆえ、我々は相続税・贈与税の可能な限り早急な導入を政府に要請する。」というものである。この声明に賛同したウィーン大学の経済学専攻のヴィルフリート・アルツィンガー (Wilfried Altzinger) 教授は、「個人が、公正という原則に立脚してより強固な立場を再度獲得したいと願っている場合、経済政策は主として2つの方策を手段として開始していかなければならない。それらは、相続財産への課税と教育を受ける機会の平等な提供である。」と述べている⁽⁸⁷⁾。

(3) 経済成長等との関連性

所得格差の拡大が経済成長を抑制しているという趣旨を盛り込んだ OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development: 経済協力開発機構) のワーキング・ペーパー⁽⁸⁸⁾では、格差縮小のための政策的手段の1つとして、税制上の改革を挙げている。そこでは、富裕層に対する税率の引上げ、納税を遵守させるための改善措置、高所得者により多くの利益をもたらす所得控除の廃止又は縮小に加えて、全ての形態の財産に対する諸税の見直しを掲げており、相続や贈与など資産の移転に対する税制の再考も含んでいる⁽⁸⁹⁾。

さらに、国際金融経済分析会合⁽⁹⁰⁾の第1回会合に出席するために我が国を訪問したアメリカのジョセフ・E・スティグリッツ (Joseph E. Stiglitz) コロンビア大学教授は、「相続税には、実際に現時点での支出を促す効果がある」として、現下の経済状況へのバランスの取れたアプローチの一方策として、相続税の課税強化の方向を示唆している⁽⁹¹⁾。

2 相続税制の改革に対する意識・反応

(1) 納税の態様と人々の実感

相続税については、平成26(2014)年における統計ベースで、7億円超の課税価格となる財産を残した被相続人は約1,600人で、課税対象となる被相続人全体の約5万6200人と比較すれば、約2.9%にしかならない。しかし、納税額の比率でいえば、全相続税額である約1兆3908億円の44%に上る約6053億円をこれらの少数の被相続人が占めている形となる。課税財産の価格が20億円を超えている被相続人は約190人(全体の0.3%)でしかないが、納税額は、約2380億円で全相続税額の約17%を占めている。被相続人ベースで考えれば、ほんのわずかの個人が、多額の相続税を納めている。相続税は、大半の税収をほんの少しの個人から集めており⁽⁹²⁾、税収を確保する目的からいえば、格好の税制であるという論者がいる⁽⁹³⁾。

⁽⁸⁷⁾ *ibid.*

⁽⁸⁸⁾ Federico Cingano, "Trends in Income Inequality and its Impact on Economic Growth," *OECD Social, Employment and Migration Working Papers*, No.163, 2014. <<http://www.oecd.org/els/soc/trends-in-income-inequality-and-its-impact-on-economic-growth-SEM-WP163.pdf>>

⁽⁸⁹⁾ *ibid.*, p.29. なお OECD, "Focus on Inequality and Growth," December 2014. <<https://www.oecd.org/social/Focus-Inequality-and-Growth-2014.pdf>> 及び邦訳である OECD 雇用労働社会政策局「特集：格差と成長」2014.12. <<https://www.oecd.org/els/soc/Focus-Inequality-and-Growth-JPN-2014.pdf>> も参照。

⁽⁹⁰⁾ 平成28(2016)年5月に開催されたG7サミット(伊勢志摩サミット)の議長国として、現下の世界的な経済状況に適切に対応するため、世界の経済・金融情勢について、内外の有識者から見解を聴取し、意見交換を行うために開催された会合。内閣総理大臣の下に置かれていた。第1回会合は、平成28(2016)年3月16日に開催。

⁽⁹¹⁾ Joseph E. Stiglitz, "Beyond the Great Malaise and Financial Stability towards Robust and Sustainable Growth," 2016.3.16, p.21. 首相官邸ウェブサイト <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokusaikinyu/dai1/siryou1.pdf>>

また、こういう事情を反映してか、平成 25 年度税制改正による相続税増税に関して、課税対象の増加はさほどのものではなく、「全国に住む大半の人たちには縁のない税金で、心配はない」との言及がある⁽⁹⁴⁾。

さらに、ほんの僅かの人が多額の相続税を納めており、小さな住宅地を持っている一般人等は、できれば相続税を徴収されたくないと思っているため、相続税制における税率の高低等に対する批判を控えているという意見もある⁽⁹⁵⁾。

(2) 改革に対する意識の向かう先は？

一方、I-2 で略述した、政府税調での議論の材料となった、遺産相続に関する意識調査とは異なる傾向を示すものとして、何らかの資産を持っている者のうち、男性の 8 割、女性の 4 分の 3 が子どもへ資産を継承したい意欲を表明しているという調査結果がある⁽⁹⁶⁾。

少数者への課税にとどまっているとされる相続税について、仮に課税ベースを拡大し、あるいは納税対象をより一層広げていくという政策が提案された場合、人々の間にはどのような反応が現れるであろうか。有権者の平均年齢が 2020 年代には 50 歳を超える時代を迎え、しかも高齢者ほど投票率が高く、高齢者の政治力がますます大きくなると言われる⁽⁹⁷⁾中、例えば、相続税（及び類似税目）の課税の網を薄く広くかけていく政策を提案された場合、老老相続の当事者たちの間には、どのような反応が現れるであろうか。

ちなみに、ここ二十数年間の我が国について、(新たな) 租税負担への同意を調達することが困難となっているとも言われている⁽⁹⁸⁾。

相続税・贈与税の改革が必ずしも増税に結びつくわけではないものの、前述の EU での議論に見られたように、富裕層の租税回避の防止等に努め、改革を受容するような雰囲気醸成できるのか、政策上の工夫とアピールが重要となるであろう。

おわりに

我が国において、相続税（贈与税を含む）の税収は、平成 28 年度当初予算ベースで 1 兆 9210 億円となっており、平成 28 年度の国の租税及び印紙収入 57 兆 6040 億円に対して、割合としては 3.3% である⁽⁹⁹⁾。所得税、法人税、消費税等と比較すれば一桁低いものであり、現在の税収調達力は大きなものとはいえない。

92) 国税庁長官官房企画課「5-1 課税状況、5-2 課税価格状況別、5-3 相続財産種類別」『税務統計—5 相続税関係—』（平成 26 年分）<https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/sozoku2014/pdf/05_kazeijokyo.pdf>

93) 相続税収と課税価格階級別の数値との関係については、橋木俊詔『21 世紀日本の格差』岩波書店、2016、pp.109-112 を参照。

94) 石弘光「相続税増税に思う」『税務経理』9377 号、2014.9.30、p.1.

95) 橋木 前掲注93)

96) 東京大学大学院人文社会系研究科「中高年者の生活実態に関する全国調査結果概要」2012.6.20、pp.1-2. 東京大学ウェブサイト <http://www.l.u-tokyo.ac.jp/ssm_spr/result_20120620.pdf>

97) 井堀利宏「高めの経済成長と自然増収が前提の“自然体”で「2025 年問題」に直面すれば財政健全化は遠のく」（“現状維持”が最悪の選択である—財政健全化を阻む壁— 第 2 回）『Diamond online』2016.4.6. <http://diamond.jp/articles/-/89154?utm_source=daily&utm_medium=email&utm_campaign=doleditor>

98) 高瀬正幸・嶋田崇治「第 5 章 日本における財政パフォーマンス—なぜ異常な債務を背負うことになったのか?—」井手英策、ジーン・パーク編『財政赤字の国際比較—民主主義国家に財政健全化は可能か—』岩波書店、2016、pp.123-150.

一方、相続税は、勤労意欲に直接の影響を及ぼさず、フローの経済活動に与えるマイナスの影響が少ないと言われている。景気の動向に左右されない安定的な税収を確保する観点から、その役割の重要性を見直すべきという見解もある⁽¹⁰⁰⁾。

また、現在の相続資産の市場規模（1年間に相続される資産総額）は約52兆円であり、平成42（2030）年までに相続を通じて動く資産額は、控えめな見積もりでも約1000兆円規模になるという推計がある。財政事情が厳しい中では税収確保のためにもあらゆる財源が今後も精査されるという観測も出ている⁽¹⁰¹⁾。

経済・社会的構造の今後の変化についていえば、家計貯蓄率の動向、金利・株価の変動、社会保障制度の整備状況等は、高齢者の資産の増減に影響していくであろう。相続税制との関連で、これらを十分見極める必要がある。

さらに相続は、単に税制だけでなく、民法（明治29年法律第89号）やその背後にある家族観、すなわちⅢ-4で言及されていた社会的規範等に密接に関わる問題である⁽¹⁰²⁾だけに、国民に十分納得がいくような制度設計を行うことは、想像以上に困難を極めるものと思われる。改革においては、慎重な検討、入念な議論及び丁寧な説明がこれまで以上に必要とされよう。

相続税・贈与税に伝統的に期待されている富の再分配と格差是正機能の発揮、老後扶養の社会化の進展を踏まえた遺産の社会還元の見点から見た相続税制の方向性、格差の固定化の防止と資産移転の時期の選択に対する一層中立的な制度構築との両立といった諸課題への対応において、所得課税や消費課税とのバランスを取りながら、どのような資産課税制度が設計されていくのか、平成28（2016）年秋にも出される見込みである政府税調の中期答申の内容を含め、今後さらに注目が集まるとと思われる。

（かとう ひろし）

99) 「平成28年度租税及び印紙収入概算」財務省ウェブサイト <http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budger/fy2016/seifuan28/14.pdf>

100) 森信 前掲注(26); 五十嵐敬喜「いずれ避けられなくなる増税」2015.7.23. 三菱UFJリサーチ & コンサルティングウェブサイト <http://www.murc.jp/thinktank/rc/column/igarashi/column/igarashi150723_2>

101) 宮本 前掲注(23) なお毎年50兆円程度の相続資産が発生していることについては、平成28年3月24日の政府の経済財政諮問会議において、伊藤元重東京大学大学院教授（当時）を始めとする民間議員が、ストックの未活用が消費の機会や意欲を阻害しており国民資産の有効活用を通じ新たな需要を喚起すべきとして、消費の持続的拡大に向けて行った提案の中でも言及している。伊藤元重ほか「600兆円経済の実現に向けて～消費の持続的拡大～」(経済財政諮問会議(平成28年度第4回)資料3)2016.3.24, p.4. 内閣府ウェブサイト <http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2016/0324/shiryo_03.pdf>

102) 政府税調の中里実会長（東京大学大学院教授）も、「相続は、第一義的に民法の相続法の問題であり、相続税で何か変えられるというものではない」旨、発言している。「税制調査会（第25回総会）終了後の記者会見議事録」前掲注(5), p.3.